

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市佐間字古堤一七五二番一地先 から同市佐間字古堤一七五五番一地 先まで		区  間
二一・五七〇 四二・九六	一七・七八〇 四〇・九五	敷地の幅員 (メートル)
七二・三五		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備  考